

令和3年分 後期高齢者医療保険料 の納付証明書（申告用） について

令和3年1月から12月の一年間に納付された後期高齢者医療保険料は、確定申告の際に社会保険料控除として申告することができます。令和3年中に保険料を納付書又は口座振替にて納付いただいた方に、納付証明書（申告用）を1月下旬に郵送します。

年金から天引きされている方は、令和3年分の年金等の源泉徴収票に記載されていますので、納付証明書は郵送しません。

なお、年金から天引きされている方で、納付証明書が必要な場合は、福祉課保険年金係に申請してください。

※問合せ先

福祉課 保険年金係
☎ 92-7934

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

▽国民年金ってなに？

国民年金は、年齢を重ねたときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納めます。国が運営するため、安定していて、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

▽どんなときに年金を受け取れるの？

国民年金は、老後のためだけのものではありません。年齢を重ねたときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金があります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。遺族年金は、加入者が死亡した場合に、その加入者によって生計を維持されていた遺族（子のある配偶者や子）が受け取ることができます。

▽保険料を払えないときは？

・学生納付特例制度
学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度で

す。

対象は、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上の課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

・保険料納付猶予制度

学生でない20歳から50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

右記の国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどに関する動画はこちら←



※問合せ先

福祉課 保険年金係
☎ 92-7934
佐賀年金事務所
☎ 0952-3314191

実用英語技能検定（英検）の 補助金を交付します

町では、町内の小中学生の保護者へ実用英語技能検定（英検）の検定料の補助を行います。

▽交付対象者

小中学校に就学する児童生徒の保護者で、児童生徒が町内に住所を有する方。

▽交付対象及び補助金額

令和3年度中に受験した英検の検定料のうち、一回分の検定料を補助します。

▽申請方法

「塾や個人で受験する場合」

申請書に記入し、受験を確認できる書類を添えて、教育学習課に提出してください。

※申請書・請求書は、教育学習課（役場2階）、各町立小中学校、基山町ホームページから取得できます。

▽必要書類

- ・検定料の領収書の写し
- ・合否通知書の写し
- ・申請書及び請求書

▽申請締切日

令和4年1月10日（月／祝）（郵送の場合、当日消印有効。持参の場合は土・日曜日、祝日を除く。）

※ただし、第3回を受験の方は1月10日までに申請書及び受験が確認できるもの（領収書と受験票等）を提出し、後日請求書及び合否通知書の写しを提出してください。

※申込み・問合せ先

教育学習課 学校教育係 ☎ 92-7980



△申請書・請求書のダウンロードはこちら

「基山町都市計画マスタープラン」の見直しに伴う

地域別懇談会を開催します

本町では、土地の利用の仕方、道路や公園の整備について、町全体や地域の将来の姿を示した「基山町都市計画マスタープラン」の見直しを行っております。

今後約20年を見据えた地域ごとのまちづくり方針を町民の皆様とともに考える機会として、町内を3つの地域に分けて地域別懇談会を開催します。つきましては、次のとおり参加者を募集しますので、ご参加のほどお待ちしております。

▽開催日

令和4年1月22日（土）

地域1にお住まいの方…午前10時～11時30分

地域2にお住まいの方…午後1時～2時30分

地域3にお住まいの方…午後3時～4時30分

※お住まいの住所がどの地域に該当するかは上記地図でご確認ください。

※お住まいの地域以外の懇談会に参加を希望される場合は定住促進課までご相談ください。

▽開催場所

基山町保健センター1階 保健相談室

▽参加できる方

どなたでもご参加いただくことができます。事前申し込みは不要ですので、お住まいの地域の開催時間をご確認の上、開催場所へ直接お越しください。

▽開催方法

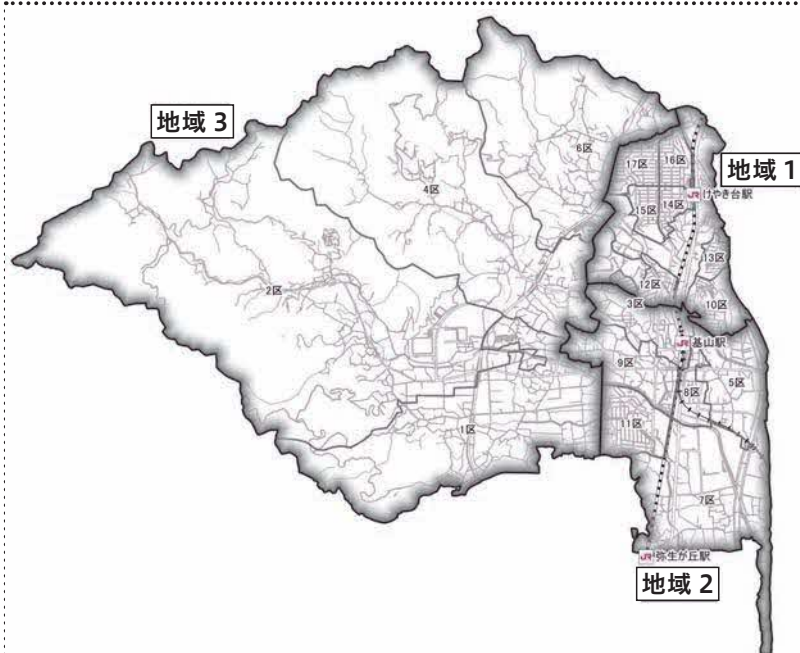
懇談会は全3回開催しますが、町内を3つに分けた地域ごとに開催します。参加者がいくつかのグループに分かれて意見を出し合い、まちづくりのアイデアなどをまとめていくもので、説明会や講演会とは違い、計画や事業について審議や質疑を行うものではありませんので、お気軽にご参加ください。

※問合せ先

定住促進課 都市計画係 ☎92-7920

☎92-2084

✉teiju-1@town.kiyama.lg.jp



基山総合公園の「トイレ」の

利用中止について

この度、基山総合公園のトイレの改修工事を行うことになりました。

つきましては、1月下旬から3月下旬までの工事中、トイレの使用を中止とさせていただきます。詳しい期間は、現地の看板にてお知らせします。

利用者の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

【基山総合公園トイレ改修工事箇所】

・A棟トイレ（基山総合公園北側遊具付近）

・C棟トイレ（基山総合公園第1駐車場）

※現在工事中のB棟トイレ（基山総合公園南側第2駐車場）につきましては、1月下旬まで工事を行う予定です。



※問合せ先

建設課 公共工事計画室 整備・管理係

☎92-2011